**相続・事業承継顧問契約書**

株式会社◯◯◯◯（以下、「甲」という。）と相続診断士事務所ライブリッジ（以下、「乙」という。）は、以下のとおり、顧問契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条

本契約は、甲が乙に対し助言等を求め、乙が甲の求めに応じて助言等の相続・事業承継顧問業務を提供することによって、甲の相続・事業承継にまつわる事案を円満かつ十全に実現することを目的とする。

（相続・事業承継顧問契約）

第２条

甲は、本契約に定める費用を支払うことにより、乙に対して、本契約に定める相続・事業承継顧問業務を委託し、乙はこれを受諾する。

（相続・事業承継顧問業務）

第３条

　１　乙は以下の各号の役務を相続・事業承継顧問業務として提供する。

（１）相続・事業承継相談対応

（２）年に２回のレビューミーティングの実施

（３）年間１０回までの相続・事業承継における相談

（相続・事業承継顧問料）

第４条

顧問料は月額３万円とし、甲は、乙に対し、本契約が有効である期間中、毎年９月末日までに、翌年分の相続・事業承継顧問料を、乙が別途指定する方法により支払う。

（実費）

第５条

甲は、切手代、印紙代、戸籍収集などの書類取得代などの実費を負担し、乙が請求した時に、これを支払う。

（契約期間）

第６条

本契約の有効期間は、契約締結日より１年間とする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲乙いずれからも何らの申出がない場合、本契約と同一内容で更新され、その後の期間満了に際しても同様とする。

（解除）

第７条

以下の事由が生じた場合、乙は、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

（１）甲が反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と関係があると乙が判断した場合

（２）顧問料、実費、その他の費用を支払期限までに支払わなかった場合

（３）甲の責めに帰すべき事由により、甲乙間の信頼関係を維持できない状態になったと乙が判断した場合

（協議事項）

第８条

本契約に定めのない事項及び契約事項について疑義が生じた場合、甲乙が双方協議の上、誠意をもって解決する。

本契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙が各自記名（署名）捺印の上、それぞれ１通を所持する。

平成　　年　　月　　日

（甲）

住所

名称

　　　　　　　　　印

（乙）

住所

名称

　　　　　　　　　印